

法政大学大学院教育研究補助金規程

規定第234号

一部改正 昭和53年 4月 1日 2005年 4月 1日
2016年 4月 1日 2017年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、大学院における教育研究活動の促進をはかるため、その経費を必要とする授業担当者に補助することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 大学院の授業において、教員の指導のもとに行われる教育研究活動に対し、その経費を補助する。

(補助の範囲)

第3条 この教育研究補助金の補助範囲は次のとおりとする。

- (1) 研究調査費
- (2) 資料費及び資料収集費
- (3) その他、この規程の目的に基づき必要と認められるもの
ただし、飲食代は1人当たり2,000円を上限とし、アルコール類は支出対象としない。

(運営)

第4条 この制度の運営は、研究科長会議があたる。

(申請手続)

第5条 この補助金を受けようとする者は、申請書に研究計画書及び予算書を添え、研究科長に提出する。

(申請書の提出期限)

第6条 申請書の提出期限は、当該年度の6月末日とする。

(補助額の配分)

第7条 補助金の額は、研究科教授会の議を経て研究科長が決定する。

(購入物件の帰属)

第8条 この補助金により購入された設備及び備品は、大学に帰属するものとする。

(決算書等の提出)

第9条 この補助金を受けた者は、年度末に決算書及び支出の証憑書類を研究科長に提出しなければならない。

(提出書類の様式)

第10条 この規程に関する提出書類の様式は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和48年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、2005年4月1日から第5条、第7条及び第9条を改正し、施行する。
- 3 この規程は、2016年4月1日から第4条を一部改正し、施行する。
- 4 この規程は、2017年4月1日から第3条を一部改正し、施行する。

(追50)